

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員の互助共済団体に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（職員健康支援課）

一 趣旨・内容

互助共済団体の会員である職員の給与から控除し、当該団体に払い込むことができる掛金等として、損害保険に係る保険料を追加するための改正

二 施行期日

令和二年九月一日